



目次

告示	ページ
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品・衛生課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出 (漁業管理課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
	(11・22掲示)

告 示

高知県告示第671号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を平成22年11月18日付で次のとおり行った。

平成22年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
平成23年2月6日（日）
高知市本町一丁目6-24 高知商工会館
- 第2型研修及び講習の受付期間
平成22年12月6日（月）から平成23年1月14日（金）まで

- 4 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 5 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市はりまや町三丁目7-6 パームサイドビル2階
財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成22年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
らいおん堂薬局 室戸市浮津48-4		平22・11・1
エール薬局あき 安芸市港町二丁目7-18		〃 〃 〃
店		
まほろば眼科 南国市篠原153番地1		〃 〃 〃
IMCなんこく 〃 〃 153-6		〃 〃 〃
薬局		

高知県告示第673号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処分
1頭	高岡郡四万十町	平成22年11月18日	殺処分

高知県告示第674号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
安芸郡奈半利町 山下 弘 茂
〃 〃 松村 祐 一
〃 〃 入交 洋 文
- (2) 加入区の名称
奈半利町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
奈半利町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
平成22年12月3日から同月17日まで
- (2) 縦覧場所
奈半利町漁業協同組合事務所

高知県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年12月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町打井川字大ウ子1710番27から 高岡郡四万十町打井川字幸助谷1714番13まで	前	15.3 }	106
	後	7.6 }	
高岡郡四万十町打井川字幸助谷1714番17から 高岡郡四万十町打井川字幸助谷1714番11まで	前	3.9 }	275
	後	11.9 }	
		42.7	

高知県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年12月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口字美正乙2978番6から 安芸市井ノ口字長作開キ乙3051番1まで	前	3.5 └ 26.5	766
	後	10.0 └ 56.0	766

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年11月22日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年11月22日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年11月22日	変更前	特定非営利活動法人 藤原 高博	香美市土佐山田町角	この法人は、森林環境の保全・河川系のビオトープ形

ぶるー
グリー
ン

茂 谷
2295番
地

成・自然の持つ公益機能保全者の民間育成のため、人工林の間伐施業の支援・推進、河川水辺・法面の自然環境調査、木と水に関する豊かな自然環境づくり、過疎集落や地域社会の豊かな生活基盤づくりを行い、地域に住む人々の充実した生活の推進に寄与することを目的とする。

変更後

〃

〃

〃

この法人は、森林環境の保全・河川系のビオトープ形成・自然の持つ公益機能保全者の民間育成、人工林の間伐施業の支援・推進、河川水辺・法面の自然環境調査、木と水に関する豊かな自然環境づくり、過疎集落や地域社会の豊かな生活基盤づくりを行い、地域に住む人々の充実した生活の推進に寄与するために、人口定着や経済基盤確立をめざした地域振興に貢献することを目的とする。